地方財政計画の役割

資料11

＜地方交付税法（昭和25年法律第211号）＞

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第七条　内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の**歳入歳出総額の見込額に関する書類**を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一　地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
　イ　各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
　ロ　使用料及び手数料
　ハ　起債額
　ニ　国庫支出金
　ホ　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
　イ　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
　ロ　国庫支出金に基く経費の総額
　ハ　地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

② 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

［歳入］超過課税、法定外普通税、法定外目的税

［歳出］国家公務員の給与水準を超えて支給される給与